

吸収合併契約に関する事後備置書面

2023年10月2日

グローム・ホールディングス株式会社

2023年10月2日

グローム・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 菅原 正純

当社は、2023年5月23日付けで合同会社シアトル525（以下「シアトル525」といいます。）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、シアトル525を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023年10月1日

2. 吸収合併消滅会社（シアトル525）における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

（1）差止請求

シアトル525は、合同会社であったため、該当事項はありません。

（2）反対株主の買取請求

シアトル525は、合同会社であったため、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

シアトル525は、合同会社であったため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

シアトル525は、2023年8月28日付で官報に公告を行いました。申述期限までに会社法第789条1項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。なお、シアトル525は、会社法第789条第2項に規定される「知っている債権者」に対し、2023年8月28日付で個別催告をいたしました。

3. 吸収合併存続会社（当社）における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

（1）差止請求

当社に対して、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

（2）反対株主の買取請求

当社は、2023年9月8日より電子公告を行いました。本吸収合併は、会社法第797条第2項に規定する反対株主がいなかったため、反対株主の株式買取請求権は発生

しませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2023 年 8 月 28 日付の官報にて債権者に対する公告を行うとともに、同日より電子公告を行いました。申述期限までに会社法第 799 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、シアトル 5 2 5 の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

吸収合併消滅会社は、合同会社であったため、該当事項はありません。

6. 会社法 921 条の変更の登記をした日

2023 年 10 月 2 日

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上